仕様書

1　適用範囲

この仕様書は、「令和２年度自然環境調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

2　業務目的

札幌市では、市内の生物多様性の現況や変化の傾向を把握するために、「生物多様性さっぽろビジョン」で定める５つのゾーンについて、それぞれ代表するモデル地区の選定を行った。

本業務では、各モデル地区の自然環境の詳細な把握を目的とし、動物調査（哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類）を実施するものである。

3　業務の履行期間

令和２年４月１日から令和３年３月 19 日（金）まで

4　業務項目一覧

本業務の項目一覧を以下に示す。

項目	単位	数量	調査時期	摘要
計画準備	式	1		
現地調査				
哺乳類調査	回	3	春季・夏季・秋季	５地区
鳥類	回	3	春季・夏季・秋季	
爬虫類	回	2	夏季・秋季	
両生類	回	2	春季・初夏	
有識者ヒアリング	回	2	計画準備、報告書作成	２名×２回
聞きとり調査	式	1		
観察会の実施	回	1	夏季	
報告書作成	式	1		
打合せ	式	1		

5　業務内容

⑴　計画準備

本業務が安全かつ円滑に遂行するよう、業務の目的や趣旨を把握するとともに、業務全般を見通し、調査の要点を確認した上で実施方針や作業工程等を検討する。なお、計画を策定するにあたり、令和元年度に実施した自然環境調査結果（植物）を参考にすること。

⑵　現地調査

各項目について以下の調査方法で実施する。

調査にあたっては、踏査したルートをハンディ GPS 等で記録すること。また、札幌

市の指標種や希少種、特定外来生物等の特筆すべき種が確認された際には、位置情報や個体数、分布状況等について詳細に記録すること。記録様式については、別途協議の上決定する。調査実施時には、調査環境や代表的な動植物の写真を撮影し、デジタルデータで納品すること。各調査地区の範囲等については、別紙に示す。

各調査の内容

項目	調査方法	調査内容、留意点	調査時期	特徴的な種の例
哺乳類	目撃・フィールドサイン調査	別紙の調査ルートに従い、個体目撃や痕跡等により生息種を記録する。	春季・夏季・秋季	エゾタヌキ・エゾリス
	自動撮影	けもの道や生息情報の多い箇所などに自動撮影カメラを設置し、生息種を確認する。	春季・夏季・秋季	
	トラップ調査	ライブトラップ等を用いて捕獲し、種や状態等を記録する。(モデル地区各10か所程度、合計50か所程度)	夏季・秋季	アカネズミ
鳥類	鳥類相調査	別紙の調査ルートに従い、双眼鏡を用いて徒歩による調査を実施する。	春季・夏季・秋季	クマゲラ・オシドリ・フクロウ
		夜行性の種については、IC レコーダーを用いた夜間調査を実施する。	夏季のみ	
爬虫類	目撃・捕獲調査	日当たりの良い場所などで生息する爬虫類について確認、記録する。	夏季～秋季	アオダイショウ
両生類	捕獲調査	たも網等を用いてたまりなどに生息する卵塊や卵嚢を確認し記録する。	春季（4～5月)・初夏	エゾサンショウウオ・エゾアカガエル・ニホンアマガエル

⑶　有識者ヒアリング

調査の計画準備及び報告書作成にあたっては、有識者のヒアリングを実施し、調査手法、データ整理及び報告書の取りまとめ方針等についての助言を得ること。なお、有識者への謝金については、受託者が支払うこと。有識者の選定については、受託者が提案し、委託者の同意を得ること。

ヒアリングは２名、各２回とする。

⑷　聞きとり調査

各調査地区における調査履歴や動植物の生息・生育情報収集のため、環境保全活動等を実施している活動団体や土地の管理者に聞きとり調査を実施し、取りまとめを行う。

⑸　観察会の実施

小学生及びその保護者等を対象とした生き物観察会を実施するため、観察に適した場所・対象の生き物を選定し、当日の運営及び解説等を行う。観察場所については、本業務の調査地点を基本とするが、観察の目的等を考慮して、別の場所とすることができる。開催時期は市内小学校の夏休み時期が望ましいが、受託者と協議して決定する。なお、観察会の参加人数は、20 組 40 名程度（対象：小学生及びその保護者）を想定している。また、受託者は参加者全員を対象とするレクリエーション保険（死亡・後遺障害 100 万円以上/1 名、入院保険金日額 4,500 円以上/1 日（180 日限度）、通院保険金日額 4,500 円以上/1 日（90 日限度））に加入すること。参加者の募集に係る周知等については、委託者が実施する。

⑹　報告書作成

調査の結果について図表を用いて取りまとめ、報告書を作成する。取りまとめにあたっては、調査地区の特徴、特筆すべき種の確認状況等についても整理すること。

特筆すべき種の確認状況については、GIS データ（shp ファイル等）もあわせて納品すること。

6　成果品

⑴　本業務に係る報告書　　２部

⑵　⑴の電子データ（CD-R 等）　　１式

⑶　その他の電子データ（CD-R 等）　　１式

GIS データについては、shp ファイル等で納品すること。

7　着手届及び業務日程表

契約締結後、速やかに着手届及び業務日程表を作成し、委託者の了解を得ること。

8　従事者

⑴　本業務の処理について、業務処理責任者及び主任技術者を定め、委託者に通知すること。また、業務処理責任者及び主任技術者を変更した場合も同様とする。

⑵　業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

⑶　業務処理責任者は、契約書及び仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。

⑷　業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者でなければならない。

9　打ち合わせ

⑴　打ち合わせは本業務の着手時及び委託者の指定する日に行うものとし、受託者は、すべての打ち合わせの結果を書面に記録し、その都度委託者の確認を受けなければならない。

⑵　業務処理責任者は、主要な打ち合わせには、必ず出席しなければならない。

10　業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

11　個人情報の取扱及び秘密の保持

⑴　受託者は、本業務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

⑵　本業務の履行に当たり、知り得た一切の事項について、他に漏洩してはならない。

⑶　受託者が使用する者に対して、本業務を処理するに当たり知り得た一切の事項について、他に漏洩することのないよう講じなければならない。

⑷　本業務により知り得た希少な動植物の生息又は生育に関する情報について、当該希少種の保護のため、厳重に取り扱わなくてはならない。

⑸　上記⑴から⑷までの規定は、本業務の履行期間が終了し、契約が解除された後も同様とする。

12　その他

⑴　この仕様書に定める事項及び定めのない事項に関して疑義が生じたときは、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

⑵　本業務に係る版権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は委託者に帰属する。

⑶　本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

⑷　現地踏査、現地調査等の実施にあたっての土地への立入り申請等、必要な手続きについては受託者が実施すること。

⑸　受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることはできない。

13　業務担当者

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課　　市川・森川
〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　市役所本庁舎 12 階
TEL：011-211-2879　　FAX：011-218-5108
E-mail：biodiversity@city.sapporo.jp

別記　個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第３　受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第４　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第５　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第６　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第７　受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第８　委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

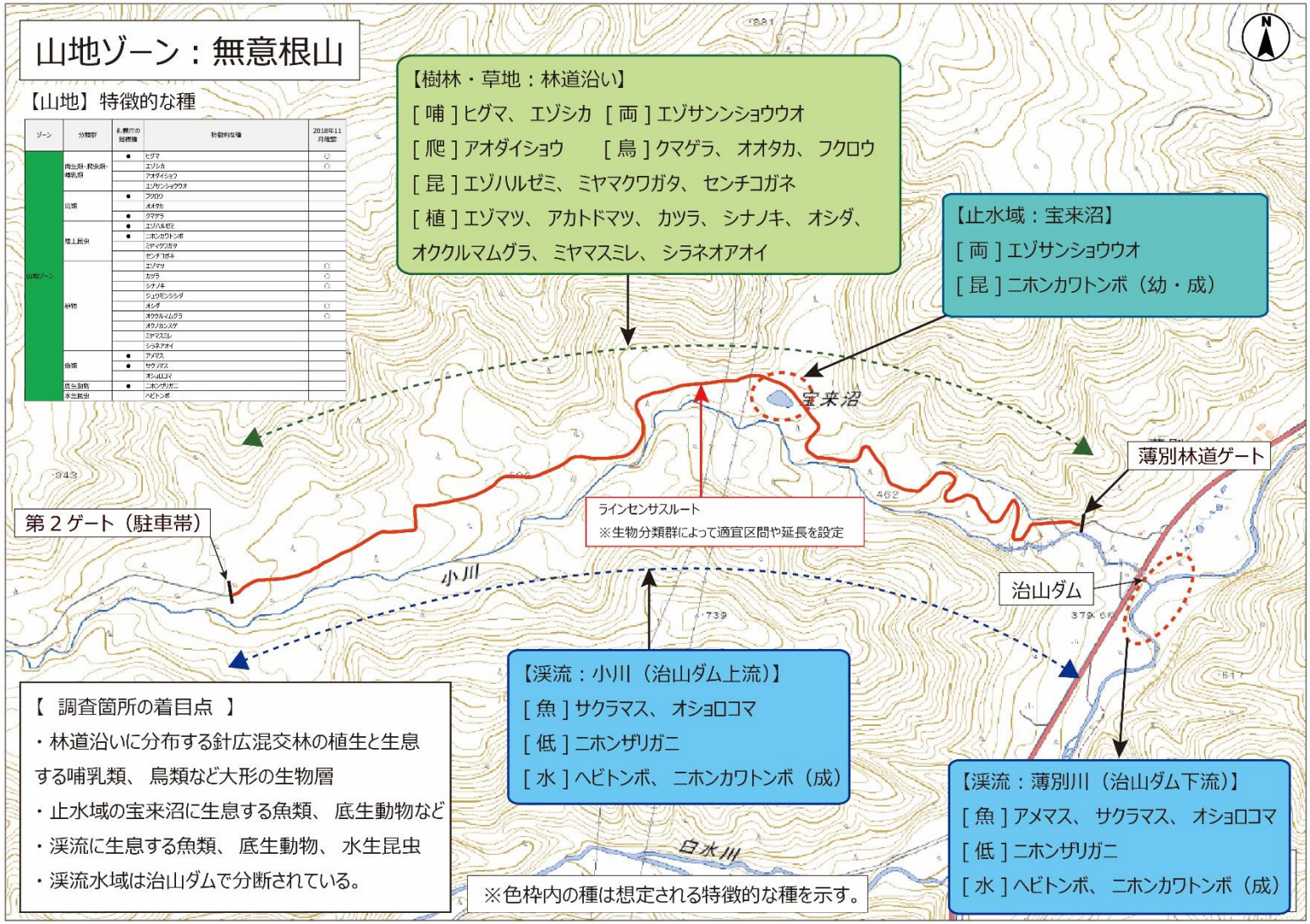

ゾーン	分類群	札幌市の指標種	特徴的な種	2018年11月現認
山地ゾーン	両生類・爬虫類・哺乳類	●	ヒグマ	○
			エゾシカ	○
			アオダイショウ	
			エゾサンショウウオ	
	鳥類	●	フクロウ	
			オオタカ	
		●	クマゲラ	
	陸上昆虫	●	エゾハルゼミ	
		●	ニホンカワトンボ	
			ミヤマクワガタ	
			センチコガネ	
	植物		エゾマツ	○
			カツラ	○
			シナノキ	○
			シュウモンシシダ	
			オシダ	○
			オクウルマムグラ	○
			オクノカンスゲ	
			ミヤマスミレ	
			シラネアオイ	
	魚類	●	アメマス	
		●	サクラマス	
			オショロコマ	
	底生動物	●	ニホンザリガニ	
	水生昆虫		ヘビトンボ	

調査地区図１　無意根山

ゾーン	分類群	札幌市の指標種	特徴的な種	2018年11月確認
山麓ゾーン	両生類・爬虫類・哺乳類		エゾタヌキ	
			アカネズミ	
			エゾリス	
			シマヘビ	
			ニホンカナヘビ	
		●	エゾアカガエル	
	鳥類	●	アカゲラ	○
		●	カッコウ	
		●	カワセミ	
			シジュウカラ	○
	陸上昆虫	●	コエゾゼミ	
		●	アブラゼミ	
			カンタン	
			エゾコマルハナバチ	
	植物	●	フクジュソウ	
		●	キツリフネ	
		●	エンレイソウ	
			シラカンバ	○
			ミズナラ	○
			エゾイタヤ	○
			エゾエノキ	
			オオタチツボスミレ	
			エゾゴマナ	
			ヨツバヒヨドリ	
			スズラン	
			バイケイソウ	
			オオアマドコロ	
			サイハイラン	○
	魚類	●	ハナカジカ	
	水生昆虫		エルモンヒラタカゲロウ	
	底生動物		カワニナ	

調査地区図２　白旗山周辺

ゾーン	分類群	札幌市の指標種	特徴的な種	2018年11月確認
市街地ゾーン	両生類・爬虫類・哺乳類		-	
	鳥類		スズメ	
	陸上昆虫	●	モンキチョウ	
	植物	●	オオウバユリ	○
		●	ネジバナ	
		●	オドリコソウ	
			ハルニレ	○
			オオハナウド	○
			シャク	
			オニシモツケ	
			ハエドクソウ	
			オオヨモギ	○
	魚類		イバラトミヨ	
			エゾトミヨ	
			ウグイ	
			フクドジョウ	
	水生昆虫		-	
	底生動物		ミズムシ	
			スジエビ	

調査地区図３　平岡公園

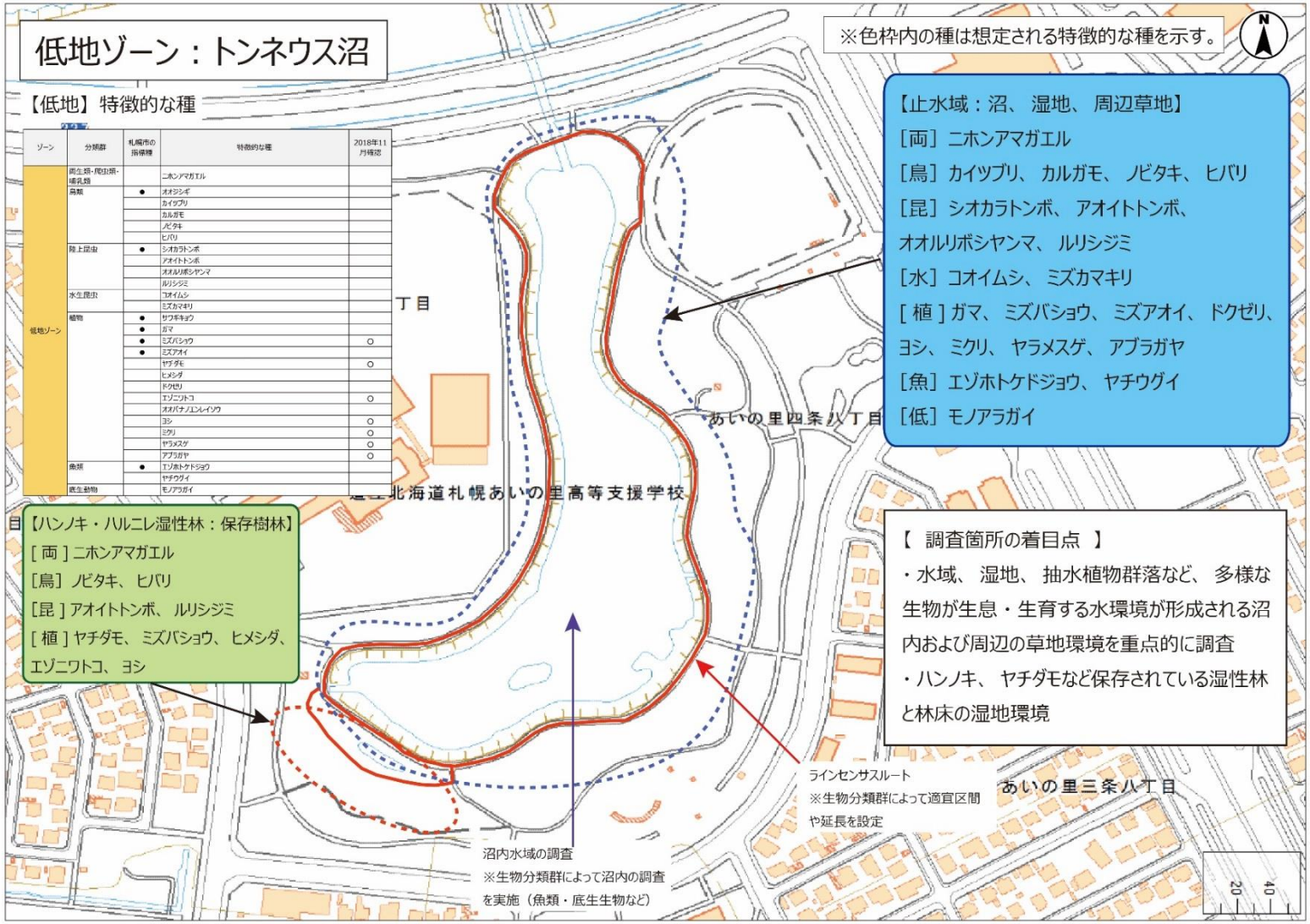

ゾーン	分類群	札幌市の指標種	特徴的な種	2018年11月確認
低地ゾーン	両生類・爬虫類・哺乳類		ニホンアマガエル	
	鳥類	●	オオジシギ	
			カイツブリ	
			カルガモ	
			ノビタキ	
			ヒバリ	
	陸上昆虫	●	シオカラトンボ	
			アオイトトンボ	
			オオルリボシヤンマ	
			ルリシジミ	
	水生昆虫		コオイムシ	
			ミズカマキリ	
	植物	●	サワギキョウ	
		●	ガマ	
		●	ミズバショウ	○
		●	ミズアオイ	
			ヤチダモ	○
			ヒメシダ	
			ドクゼリ	
			エゾニワトコ	○
			オオバナノエンレイソウ	
			ヨシ	○
			ミクリ	○
			ヤラメスゲ	○
			アブラガヤ	○
	魚類	●	エゾホトケドジョウ	
			ヤチウグイ	
	底生動物		モノアラガイ	

調査地区図４　トンネウス沼

ゾーン	分類群	札幌市の指標種	特徴的な種	2018年11月確認
各ゾーンをつなぐ生態系（河川）	両生類・爬虫類・哺乳類		エゾユキウサギ	
	鳥類	●	オシドリ	
			ハクセキレイ	
	昆虫類等	●	ハネナガキリギリス	
		●	キアゲハ	
			エゾエンマコオロギ	
			ヒナバッタ	
	水生昆虫		ヒゲナガカワトビケラ	
	植物	●	クサフジ	
			オノエヤナギ	○
			ケヤマハンノキ	○
			ミゾソバ	
			セリ	
			アキタブキ	○
			ビロードスゲ	
	魚類	●	スナヤツメ	
		●	シロザケ	
			ワカサギ	
			カワヤツメ	
			エゾウグイ	
	底生動物	●	モクズガニ	

調査地区図５　豊平川